


生活協同組合とくしま生協を認定！

徳島県内
第33号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第33号として、生活協同組合とくしま生協を平成26年5月1日付けで認定しました。

 徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成26年5月19日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける生活協同組合とくしま生協の梶原理事長（右）



次世代認定マーク「くるみん」

生活協同組合とくしま生協の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年4月1日～平成26年3月31日までの4年間

2 行動計画の目標

- ① 計画期間内の女性の育児休業取得率について100%を目指す。
- ② 計画期間内に所定外労働の削減を進め、正規職員について一人当たり20時間以下の水準達成を目指す。
- ③ 地域の就労体験、職場見学等の要請についての受入体制を強める。

3 取組結果

- ① 計画期間内の女性の育児休業取得率100%。
- ② 個人別の残業時間を一覧表で管理し、残業の多い者は個人面接で指導したり、ポスターの掲示や上司による声掛け等を進めたことにより、正規職員について、一人当たり20時間を下回った。
- ③ これまで受入をしてこなかった団体からの職業体験の受入を新たに行い、受入を充実させた。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たって、取得期間は通常の勤務をしたものとみなしている。
- ② 育児短時間勤務制度について、定期昇給及び退職金の算定に当たって、制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなしている。
- ③ 3歳に満たない子を養育する職員が利用可能な時差出勤の制度（所定労働時間を15～30分繰り上げ・繰り下げ）を導入している。